

令和8年5月21日

杉並区長 岸本 聡子 様

社会医療法人河北医療財団
理事長 河北 博文

杉並区のご見解と対応について

河北総合病院の解体工事については、工事の安全に万全を期し、環境影響にも十分な配慮をしつつ、できる限り早期の完了に向けて最大限の努力をしていく所存です。当財団としては、解体工事の工程を可能な限り合理的なものとし、引き渡しから小学校建設にスムーズに移行していただくことができるよう、杉並区に対して早急に必要な情報提供をいただけるよう求めてまいりました。この要請はかねてから実務者レベルで繰り返し行ってきたものですが、解体計画の策定上、時期が切迫していることもあり、令和8年1月16日付の「河北総合病院の解体及び撤去の計画について」においても、期限を明示してお願いをさせていただいたところです。

ところが、当該文書をお渡しして間もなく、貴職から当職に突然直接の面談の要請がありました。当財団が提出した令和7年10月30日付の文書にも前記令和8年1月16日付の文書にも何らご連絡はなく、かつ、どのようなお話があるかを事前に知らされることのないまま、貴職は1月30日に来訪され、区の方針なるものを一方的にお話になりました。そして、2月13日に、「旧病院の解体工事等に関する区の考えと今後の対応について」と題する書面を持ち込まれ、これを総務財政委員会の資料とすると告げられました。

当該文書を外部に公にするとのことであったため、その文書の記載を正確にしてほしい旨を要望しましたが、受け入れられませんでした。

杉並区も本土地区画整理事業の施行者の一員であり、こうした貴職の一方的な姿勢は、土地区画整理事業を円滑に施行していく上で適切なものとは思われず、公共性の高い本事業を少しでも早く実現すべく尽力してきた当財団としては極めて遺憾です。

そして、貴職が来訪された当日、区の方針はおって当財団宛に文書で示すと伝えられましたが、その文書が示されることはなく、その後、2か月近く経った3月24日に至り、ようやく貴職名義の文書に接したところです。

杉並区は、土地区画整理事業施行協定書第7条1項が、「杭等の地下構造物等を

すべて除去することを定めている。」としていますが、第7条はそのようなことを定めておらず、「現に土地を利用している者は、前条の規定による除去の対象となるもの以外の土地利用に支障となる障害物が存する場合は、すべての物質について除去」と定められています。当財団は、協定の締結時、杭等の地下構造物を全て除去するとの前提で協定を締結してはいませんし、当時は、杉並区もそのような前提ではなかったと理解しています。仮に「すべて除去することを定める」のであれば、その旨規定されたはずで、前記のとおり第7条の文言は、そのようには書かれていません。そのほか、杉並区の見解が誤りであることは、当職から提出した令和7年10月30日付の文書に記載しているとおりです。これらの点に具体的な反論はなく、貴職は、ただ単に、「すべて除去」と協定上読み取れない主張をするのみです。

「貴財団による解体工事と区の学校建設が連続で行われることから、…双方において効率的な施行と工期の短縮に努めるべきである。」としていますが、当財団はその協力や努力は引き続きしっかりしていく所存です。そのような認識に区も立つのであればなおさら、長期間を要する無用な杭の除去を要求するべきとは思われません。さらに長期にわたって地盤に存在した杭を全て除去することが、当該地盤の安定性を損ない、周辺地域への影響等も懸念されることに鑑みれば、「安全で住みやすいまちの維持・向上を図ることが重要である」という区の立場からしても、小学校建設に必要なかつ十分な杭の撤去で学校建設に接続していくことが合理的であることは明らかなです。

また、何より、当財団は、区の小学校としての利用に支障が生じないよう必要な撤去・収去は確実に行うこととしております。したがって、区が小学校を建設し、土地を利用するのに何ら支障はなく、しかも、用途が小学校であり、多額の費用をかけて校舎として頑健な構造物を構築する以上、短く見積っても50年以上の相当の長期間建て替えることは想定されず、小学校建設に必要な撤去・収去を当財団が行う限り、区や区民に生じる損害はなく、そのような請求を受ける根拠となるような定めも協定にありません。

当財団は、施行協定書に従って確実に対応することとしており、施行協定書で地中障害物に関する費用負担が明記されている以上、そこで決められた範囲を超える負担を負うこととなるような賠償を求められる理由はないはずです。

次に、工事延伸に伴う費用負担について、工事の延伸に伴って追加で発生するA街区の賃借料などについて、財団にその支払いを求めるなどとしています。この点に関しては、これまで具体的な協議が行われたことはなく、1月30日に貴職が来訪された際に初めて持ち出されたものです。従前、仮換地の使用収益開始日についても定められてこなかった中、施行者間における一切の具体的な協議もなく、その考えや根拠に関する説明も十分にされないまま、一方的に区の方針であるとされるなど、土地区画整理事業の施行者間における協力関係を著しく損なうものと言わざるを得ません。

賃貸借による費用負担は、まずは仮換地の使用収益開始が大前提となるはずですが。仮換地の時点から今日まであえてこれを定めてこなかったのは、解体工事等を実際に順次すすめていく中では様々な事情が生じることが想定され、その完了時期が具体的に確定しがたいことを相互に認識、理解してきたためです。また、本事業が遂行されることにより、区は、小学校の建替えを旧敷地内で行うよりもはるかに支障なく円滑に行えるばかりでなく、新たにより広い道路等の公共用地を取得することとなるなど、区にとってのメリットも相当大きいという事情もあります。区もあくまで共同施行者の一員であり、施行者間における協議、合意のないまま、当然のごとくそうした要求をすることはできないはずですが。にもかかわらず、この地下構造物の除去の件に絡め、担当者レベルの協議は一切ないまま突如貴職が費用負担を持ち出したことは、区が共同施行者の一員として本事業に参画する立場であることに反するものです。

そもそも、本件の土地区画整理事業は、病院の建て替えに当たり、当財団と隣地を所有する■■■■との間で■■■■の土地利用をしつつ建て替えを行う計画であったところ、杉並区が小学校の移転改築と道路整備等の阿佐ヶ谷駅北東地区のまちづくりのため、参画を希望され、当財団もその公益的意義に鑑みて、共同施行として土地区画整理事業をすることとしたものです。当財団は、本事業は、小学校の新築移転も含め、地域の防災機能の向上、道路の整備、有事の避難所確保と医療の連携を格段に高める効果があるもので、地域全体の社会的価値を高めるという重要な目的があると認識し、その目的を尊重し、対応してきました。

本事業は、関係者が協議を積み重ね、内容を順次具体化し、合意を積み上げて実行してきたもので、今般の突然の要求は、こうした協議の蓄積による土地区画整理事業の経緯にも反しています。

関係者が、本件土地区画整理事業の公益的意義に鑑みて協力し、協定書の締結に至り、その実行に尽力しているところ、貴職は、敷地利用上の必要性もなく、協定から読み取れない杭等の全面的な除去に加えて、協議の手順を踏むことなく賃借料等の負担を一方的に当財団に要求するなど、その対応の公正さには強い疑念を抱かざるを得ません。当財団は、救急や感染症など地域の人々の健康を担う公的役割を担った非営利法人であり、そのような立場にある当財団に不合理かつ過大な要求をされるのは、本件土地区画整理事業に反対し見直し等を行った貴職の政治的立場を背景とする、本事業に対する妨害的で威迫的な対応と受け止めざるを得ません。「土地区画整理事業の完遂はもとより、当該地域で学び、育つ子どもたちの将来を守り、安全で住みやすいまちの維持・向上を図ることが重要である」という点には強く賛同するところですが、そうであるなら、およそ無駄な措置を強いて賠償を求め、当財団やその職員に無用の負担をかけ、困惑させることがそれに資するはずもないと考えます。

区においては、これまでの経緯を尊重し、共同施行者の立場に立って、協定に基づいた合理的な対応をしていただくようお願いいたします。

当財団は、公共性の高い本事業を少しでも早く実現すべく、最大限の努力をしております。